

# 都市基盤整備特別委員会

平成16年6月11日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎坂口 徹	○嶋田 善行	松田 正
吉川 勝義	三木 誓士	木澤 正男
中西 和夫		浅井議長

## 2. 理事者出席者

助 役 芳村 是	都市建設部長 北村 光朗
建設課長 堤 和雄	都市整備課長 藤本 宗司
都市整備課参事 西田 哲也	同課長補佐 藤川 岳志
同課長補佐 佃田 眞規	同課長補佐 井上 貴至
上下水道部長 池田 善紀	

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆	同 係 長 猪川 恭弘
-------------	-------------

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開 会（午後 1 時 3 0 分）  
署名委員 吉川委員、木澤委員

委員長 委員の皆様にはご苦労さまです。  
嶋田委員と三木委員より遅れるとの連絡を受けております。  
ただいまより、都市基盤整備特別委員会を開会いたします。

委員長 それでは、本日の会議を開きます。  
始めに、町長が欠席のため助役より挨拶をお受けいたします。

（ 助役挨拶 ）

委員長 次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、吉川委員、木澤委員のお二人を指名いたします。  
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

委員長 はじめに、本会議からの付託議案であります、（１）議案第 2 6 号、  
大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定の締結について、（２）議案  
第 2 7 号、大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の締結については関連  
する内容でありますので、一括議題として審議をお願いしたいと思  
いますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。それでは議案第 2 6 号、議案第 2 7 号につ  
いて一括して審議に入ります。  
理事者の説明を求めます。西田都市整備課参事

都市整備 それでは議案第 2 6 号、議案第 2 7 号についてご説明をさせていた

課参事

だきます。まず、最初に議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

都市整備  
課参事

議案の審議をいただくにあたりまして、前回の委員会で少し説明をさせていただいておりました大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定書(案)及び大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定書(案)及び駅舎、自由通路の詳細設計協定書(案)、基本協定書(案)、覚書(案)の説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料2-1の大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定書(案)でございます。前回もご説明させていただきましたよう、法隆寺駅に新設する自由通路は、都市施設でありますので、本町が施行主体として工事を行なうべきものであります。自由通路の工事は鉄道軌道上空の工事ということから鉄道事業者であるJRに工事を委託して行なうこととなります。このため、その工事施行についての協定を締結するものでございます。

第1条は工事の位置、設計及び工程についての定めであります。協定書に添付の自由通路1階、2階平面図、立面図、断面図によって工事位置、設計概要を示しております。工事工程は別紙工程表に示すとおり、平成17年度、18年度の2ヶ年で工事を実施することとしております。

第2条では、工事施工区分を示しており、自由通路本体工事はJRによる代行施行、つまり町がJRに委託して施行させることを明記しております。

第3条では、工事協定額の定めであります。協定金額は5億9,359万4千円となっており、自由通路は、町施設でありますので全額町が費用負担することとなります。第2項においては、工事費の年度区分を定めており、平成17年度に5億1,106万1千円で自由通路の本体工事費が主であります。平成18年度では8,253万3千円でエレベーター、エスカレーター等の機械設備費であります。

第4条は工事費の支払方法、第5条は設計変更等が生じた場合の工事費等取扱、第6条は工事竣工後の清算等の定めであります。

第7条は施設の帰属及び保守管理の定めとして、都市施設に属する部分は町に帰属、鉄道施設に属する部分はJ R管理とし、詳細な管理区分や管理方法等詳細は、別途町とJ Rが協議することとしております。第2項では将来の町施設となった自由通路に変状等、列車運行に支障がある場合の緊急応急復旧工事の施行や費用についての定めであります。

第8条は工事の結果発生する残存物等の処理方法やその処理費用の取扱についての定めであります。

第9条は工事施工時に必要な第三者の土地の借用についての定めであります。

第10条は工事施工に必要な行政上の手続及び工事に伴う苦情等の処理についての定めであります。

第11条は工事施工に伴う損害の負担についての定めであります。

第12条はJ Rが鉄道事業に必要な電気設備などを自由通路内に無償で設置できるとするもので、自由通路設置敷地はJ R用地を無償で町が借り受けることから、このように協議してきたものであります。

次に第13条は、今申上げましたように自由通路の用地をJ Rより無償で使用するについての定めであります。第14条は自由通路の用地は道路区域に編入しないということの定めで、つまり自由通路は町道認定をしないということになります。これは、この度の自由通路整備については補助事業として実施いたしますが、補助制度では道路区域以外の民地等を活用して自由通路を整備することが補助採択の要件となっており、J R用地を無償で借り受けることで協議し、J Rの了解を得てまいりました。J R側としても自由通路用地がJ Rであることから、鉄道事業に必要な設備等について、自由通路の利用に支障のない範囲で活用したいということから、町道認定によって道路区域に編入され道路法の適用を受けることを避けて欲しいという

ことで、相互に協議するなかでこのような定めを規定しております。  
なお、自由通路設置後は町有施設として維持管理することとなっております。

以上が自由通路工事協定書（案）の内容であります。

続きまして、資料２－２大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定書(案)についてであります。橋上駅舎はJRの施設であります。この度、町の都市施設であります自由通路の新設整備によりまして現駅舎等を支障移転する必要があるため、その支障移転に伴う橋上駅舎工事をJRが施行するものであります。自由通路新設に伴い支障となる駅舎等の移転に要する駅機能回復補償分として必要な事業費を町が負担するということになっておりますので、本協定を締結し工事を実施するものであります。

第1条では、工事の位置、設計及び工程についてであります。協定書に添付の橋上駅舎1階・2階平面図、立面図、断面図によって工事位置、設計概要を示しております。工事工程は別紙工程表に示すとおり、配線変更工事が平成16年度、17年度、橋上駅舎本体工事が平成17年度後半から18年度で実施するということになっております。

第2条は工事の実施はJRが行なう旨の定めであります。

第3条は工事費の定めとなっております。総額概算金額は13億9,127万円であります。また、同条第2項では費用負担について定めており、総額概算金額のうち駅機能回復補償負担分として負担金12億9,170万6千円を町が負担することになっております。またJR負担金は9,956万4千円となっております。JRの負担額は限度額ということであります。同条第3項では事業費の年度区分を致してございまして、平成16年度で2億8,076万4千円で、主な費用の内訳は、2面2線化に伴う配線変更工事費等であり、町が全額負担することになります。平成17年度では、4億145万円で、うち町負担が3億188万6千円、JR負担が9,956万4千円となっております。主な費用の内訳としましては、2面2線化に伴う配線変更工事費、仮駅舎建築費、既存建物撤去費等であります。平成18年度では7億9

05万6千円で橋上駅舎本体工事費が主なものとなっており、町が全額負担することになります。

第4条は工事費の支払方法、第5条は設計変更等が生じた場合の取扱、第6条は工事竣工後の清算等の定めであります。

第7条は、工事竣工後の施設の所有及び管理ということで、橋上駅舎は鉄道施設であるため、JRによって所有、管理するという定めであります。

第8条～第12条の定めは自由通路工事協定同様の内容でございますのでご確認いただきたいと思います。

以上が議案第26号 大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定及び議案第27号 大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の協定書の内容であります。

続きまして、これらの協定について、議会の議決をいただきました後、自由通路の詳細設計、橋上駅舎の詳細設計に着手する予定であります。これらについても協定書を締結し設計を実施していきたいと考えておりますので、それぞれの協定書(案)についても簡単に説明させていただきます。

まず、資料2-3の自由通路詳細設計協定書(案)についてであります。自由通路部分の設計をJRに委託施行させるための協定でありまして、平成16年度中に設計を実施してまいります。

第3条で定めておりますように、設計の総額概算は3,521万4千円で締結してまいります。同条第2項では自由通路は町の施設となりますので全額町が設計費用を負担をすることについて定めております。

第4条は、設計費の支払い方法、第5条は設計の内容等の変更にかかる取扱、第6条は設計費の清算、第7条は成果品の帰属の取扱をそれぞれ定めております。

なお、後ほど報告いたしますが、自由通路工事協定額5億9,359万4千円と自由通路詳細設計協定額3,521万4千円の合計6億2,880万8千円をJR法隆寺駅自由通路新設工事委託料の限度額

として、平成16年度一般会計補正予算（第2号）で債務負担行為の追加をお願いすることになっています。

次に、資料2-4の橋上駅舎詳細設計協定書（案）についてであります。駅舎部分の設計をJRが実施することになります。その設計費用については、駅機能回復に要する橋上駅舎の設計として町が全額費用負担するため協定を締結するものであります。自由通路の詳細設計と同様に平成16年度中に実施してまいります。協定書第3条で設計の総額概算は4,192万2千円で締結してまいります。

第4条は設計費の支払い方法、第5条は設計の内容等の変更にかかる取扱、第6条は設計費の清算、第7条は成果品の帰属の取扱についてそれぞれ定めております。

なお、後ほど報告致しますが、橋上駅舎工事協定額13億9,127万円と橋上駅舎詳細設計協定額4,192万2千円の合計14億3,319万2千円をJR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金の限度額として、平成16年度一般会計補正予算（第2号）で債務負担行為の変更をお願いすることになっています。

次に、法隆寺駅自由通路の新設及び駅舎橋上化事業に関する基本協定を締結することとしておりますので、資料2-5の基本協定（案）について続けて説明させていただきます。前回の委員会で申上げたとおり、この協定は自由通路の新設及び駅舎橋上化に着手するためにJRと町が互いに意思確認を行なうものとして基本的な事項を定め協定書を締結するものであります。

まず、協定書第1条では事業の目的を明確にするための定めであり、工事協定で説明致しましたように、この事業は町施設の自由通路の新設及びそれに伴ない法隆寺駅舎を橋上化することにより駅機能の回復をするための事業であることを明確にしております。

第2条は設計及び工程についてであります。協定書に添付の自由通路及び橋上駅舎の平面図で位置を示しております。工程は別紙工程表に示すとおりで、平成16年度から平成18年度の3ヶ年で設計、配線変更、自由通路工事、橋上駅舎工事を実施することとしております。

このように事業期間が平成16年度から平成18年度迄の3ヶ年が必要となったことから、後ほど報告致します債務負担行為の期間についても平成16年4月1日から平成19年3月31日迄に変更をお願いすることになります。

第3条は事業区分の定めであります。町施設である自由通路施設工事等をJRによる代行施行（委託施行）で実施すること及び鉄道施設（線路、橋上駅舎、ホーム等）の機能回復工事等をJRが実施することを明文化しております。

第4条は事業に要する費用の定めで、総額概算事業費を20億6,200万円とし、総額概算事業費の内、JRの負担額が概算で約9,900万円、そして、自由通路新設に係る費用及び自由通路新設に伴い支障となる駅舎等の移転等に要する駅機能回復補償分として概算で約19億6,300万円を町が費用負担していくことについて明記しております。なお、事業費の項目について別紙事業費概算額調書によって明記されております。

第5条では、工事実施にあたっては先ほど説明いたしました工事協定を締結して実施する旨の定めであります。

第6条は事業の内容変更等による工事費の変更にかかる取扱であります。

第7条は、完成した施設の帰属の取扱について明記しております。

第8条は、本事業に伴う用地の処理の定めでありまして、第1項は自由通路工事協定にも定められております自由通路敷地であるJR用地の無償使用について本協定においても明記しております。また同様に同条第2項では、この用地を道路区域編入しないことについても定めております。第3項では、本事業に伴い発生する用地処理について、後ほど説明させていただく覚書において定めることとしております。第4項は工事期間中必要となる町の用地については、この協定成立と同時に無償使用できるとした定めで、現時点で具体的な場所や期間は定まっておりませんが別途必要が生じた場合、詳細を相互に協議することとしております。

第9条は行政上の手続及び苦情処理の取扱、第10条は損害の負担に関することを明記しております。

第11条においては、駅東側の興留街道踏切改良の関係でございます。この事業に合わせて当該踏切を拡幅することについて、JRにおいて実施に向けて工事の設計及び工程について調整されてまいりまして、踏切改良についても本協定において位置付けられておりまして、踏切の拡幅についてはJRの社内決定がなされたと聞いております。なお、踏切改良費用に関しては町が全額負担することとなっております。設計及び工事費等が確定いたしましたら、橋上駅舎工事協定の増額変更をお願いすることになりますのでご理解のほどよろしくお願い致します。

ただ今、ご説明致しました工事協定、詳細設計協定の4協定及び基本協定の締結にかかる、年度別の予算を整理したものが、資料2-7の表でありますのでご確認願いたいと思います。

最後に、資料2-6でございます。基本協定第8条第3項に定めます覚書であります。主な内容は、この度の駅舎橋上化自由通路整備に伴う用地処理の方法や自由通路部分の用地の取扱、整備後の駅前広場の維持管理等について町とJRで確認する内容となっております。

第1条は用地処理の関係でございます。同条第2項では、現在駅南口広場の大部分がJR用地となっております。別図の赤色で示してあります部分のJR用地2,368㎡を無償で駅前広場用地に供する旨の定めであります。第3項ではこの用地について、将来都市計画による広場整備を行なう場合に平成13年12月1日付「都市計画による駅前広場造成に関する申し合せ」により用地等の処理を行なうこととしております。

第4項から第6項は周辺道路整備に伴い必要となるJR用地を町に有償譲渡して用地処理を行なう旨の定めであります。別図の黄色、青色、緑色で示してあります部分が該当する用地であります。第7項ではこれらの用地の有償譲渡については租税特別措置法に基づく手続、すなわち公共事業に伴う収用対象事業として譲渡所得の5,00

0万控除の適応をさせる手続きを行なうということでありま。また、譲渡価格、面積等に関しては覚書の数値を基本に今後協議していくこととなります。基本設計段階における周辺道路整備に必要なJR用地の面積及道路の標準断面については、資料2-8でご確認願いたいと思います。あくまでも、面積等については現時点で参考ということでご理解を願いたいと考えております。なお、県道大和高田斑鳩線以西については本覚書に明記されておりませんが、JRも当該廃線用地を処分したい意向であり、町と致しましても整備効果から考えまして興留六丁目まで道路整備する方向で検討しておりまして、今後これらも含めまして用地処理についてはJRと調整を図ってまいりたいと考えております。

次ぎに第2条は自由通路部分の用地の取扱についてでございます。

本条第1項及び第2項は、自由通路工事協定第13条、第14条並びに基本協定第8条第1項、第2項において定めております内容と同様で、先ほど説明いたしましたとおりであります。

第3項につきましても、自由通路工事協定第12条の定めと同様の内容であります。

第4項は、自由通路用地の公租公課の免除についての定めであります。

次ぎに第3条は南口駅前広場の整備及び管理等についてであります。

第1項では広場整備は町で行ない、その費用は町が全額負担することの定めであります。第2項は広場整備の詳細レイアウトはJRと協議することの定めであります。第3項で無償で広場用地に供する部分に対する公租公課の免除規定であります。

第4項では広場供用後の維持管理は町とJRにより管理運営協定を締結することとしております。

第4条は北口駅前広場の整備及び管理等についてであります。

第1項で広場整備及び造成後の管理は町が行なうものとしています。第2項では、広場整備の詳細レイアウトはJRと協議することの

定めであります。

次に第5条は法隆寺駅南北駅前広場供用後のバスの乗り入れ促進について、第6条では駅前広場における放置自転車対策についての定めであります。以上が覚書でございます。

以上が事業着手にあたってJRとの協定書及び覚書の内容についてでございます。

最後になりますが、今日まで委員会において、町の玄関口にふさわしいものとして自由通路からの遠望等、駅舎自由通路の意匠形態について、斑鳩らしい特徴あるイメージをもって駅づくりを進めるべきとご指摘等種々いただいております。町と致しましても、当委員会でご指摘をいただきました事項を踏まえまして、斑鳩らしい駅舎自由通路等の整備が必要であると考えておりますので、今後、詳細設計の中で当委員会のご意見等をお伺いしながら充分検討し進めていきたいと考えております。

また、駅南口の県道へのアクセス道路の関係につきましても、ご指摘をいただいております事項に留意いたしまして、資料2-8の駅周辺整備計画図をもとに地元調整等を進めたいと考えており、橋上駅舎自由通路整備とともに駅周辺道路等の基盤整備の推進に努力致したいと考えておりますので、委員皆様のご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終らせていただきます。議案 第26号 大和路線法隆寺駅自由通路新設工事協定の締結について及び議案第27号 大和路線法隆寺駅橋上駅舎工事協定の締結についてご審議よろしくお願い致します。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 橋上駅舎の工事につきまして、これまでも予算の面からいろいろ言わせていただいているんですが、今回、年度別、項目別で幾ら掛かりますよと出してもらっているんですが、国の補助については聞かせ

ていただいていると思うのですが、県の補助、見込みについて、幾ら出るのか、幾ら出してもらえるのかというのをお聞きしたいのと、2面2線化の興留6丁目まで伸びていく所の工事するという、工事の費用というのは予算に組んでいただいています、土地の買い取りについては別途また係るということで、それについてはいつ頃分かるのか、この2点お聞きしたい。

都市整備  
課参事

補助金の関係でございます。県の補助が幾らでるのかということでございますが、現在、この数字につきましては概算ということで計上させていただいております。県との補助につきまして、いろいろと協議をする中で、自由通路の総額が全て補助対象額ということではありませんが、補助対象外経費も含まれているという中で、詳細はこれから県とも詰めて行く中で、補助対象経費が幾らになって、それに対して2分の1の補助になるのかということは、これからの詰めに入っていきますので、ご理解いただきたいと思えます。

2面2線化の関係でございまして、廃線の部分の買い上げの関係ですが、この事につきましては、これからJRと詰めていくということになってございまして、今のところその費用につきましては、不透明なところが多いということでご理解をいただきたいと思えます。

木澤委員

土地の買い取りの方は今の段階で、まだ、いつ頃分かるかということもはっきりしないという風に、お答えいただいたと思えます。

県の補助、資料いただきまして、県の人にやさしい鉄道駅整備補助金交付要綱というのがあって、そこから補助をいただくということになるんですが、国の方は一定、見込みで3億くらい出していただけるということですが、やはり法隆寺駅というのは斑鳩町の住民さんだけが使っている訳じゃなくて、近隣の町村の方もご利用いただいているということではやはり、県としてもしっかり補助を出していただいて、この事業を支えていただきたいと思えますので、国が3億円ほど補助を出していただけるのであれば、その半分ぐらい、1億5千万ぐ

らいは出してもらえ、出してもらわなければならないという風に考えております。法隆寺駅舎につきましては、これまでも早急に、バリアフリー化として対応してほしいということ、住民さんも求めてこられて、私の方もそのように言わせていただきました中では、駅舎自体の改築ということについては悪いとは思わないのですが、費用の問題では町負担が大きすぎるということでは、これまで問題視してきましたし、予算の中でも討論させていただきました。職員の皆さんもJRとの交渉については、これまでも努力いただいております、また、相手のあることなので、こちらの思うようにはいかないという部分もあるとは思いますが、今後につきましてもJRの負担額というところですね、それと県の補助については、これについては厳しく追及して町負担を少しでも減らす方向で努力いただきたいということを強く要望して、これは意見とさせていただきます。

吉川委員 資料の2-8で、前から指摘しております路線ですが、JRから買い上げになると思うが、3路線の道幅、一方通行と書いていますが、これは一方通行になるわけですか。もう一度、③④路線について説明願いますか。

都市整備課参事 資料2-8でございます。1枚目は断面等の面積、延長を示させていただいております。これについて、一方通行ということの考え方でございますが、バリアフリーということで、歩道を2.5m以上を確保しなければならないということ等ございましたなかで、後の車線につきまして3mの通路を確保していきたいということでございます。そういうことから、一方通行という今の考え方で検討させていただいているということをご理解をいただきたいと思っております。

吉川委員 この面積で行くと、JRから買収する用地だけですね。私はこの際、個人の土地を買い上げても、駅前の幹線の所で、この長い区間一方通行というのは、どこに行ってもない。斑鳩町だけです。民地を買い上

げてでも、やはり、私はもっと大きな気持ちで計画に取りかかってほしいと思うんですが、考え方を聞かせてください。

都市整備  
課参事 現況で測量いたしました中で、延長、道路幅の表示を、2-8の断面図等でお示しさせていただいている中で、先ほど言いましたバリアフリーの関係で歩道を出来るだけ広く取るということの考え方から一方通行という考え方をさせていただいておりますが、近隣の住民の方、また警察協議の中で、それについての協議を煮詰めていくということになってこようかと思っておりますので、そう言ったことで、今後の協議の課題と言うことをご理解賜りたいと思っております。

吉川委員 設計の段階から、なぜそれ、計画の段階から出してこないのですか。仮にこのまま行った場合には、こういう説明をしていますということを使うのは目に見えています。

都市整備  
課参事 2枚目の平面図をご覧いただきたいと思いますが、②の路線、北口から東、踏切の方へでございますが、この分につきましては踏切での左折ということの考え方等から、この分については一方通行でしか対応できないし、また、右折は踏切側へはできないということもひとつの考え方としてございます。そして、北口広場のスペース、今現在の用地が整備できる面積というのが限られてございますので、そこへ、一方通行ではなく、相互通行で入ってきた場合に北口の広場で、その車がうまく交差できるか、どうかということの問題点もひとつございます。そう言った考え方の中から、一方通行で駅の方へ入ってきていただいて、一方通行で外へ出ていってもらうというような考え方で、基本設計の中では検討してまいった経緯がございまして、今後これが詳細に渡りまして、地元なり、警察協議の中で、どういう指導があるのかということもございまして、今の段階ではそう言った一方通行という考え方でお示しをさせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

吉川委員 言っておられることが分からないでもないんですが、初めからそういう消極的な意見で取りかかっていたら、斑鳩町のどのあれを見ても、本当に道ひとつを取ってみても、完全な道路がありません。パークウェイのモデル区間だけです。なぜ、計画されるときに考えてもらえないのか、初めからそんな消極的な意見では良くなれないと思う。仮に、3路線も、4路線も、まあ、2路線は前から聞いてますから分かるんですけど、このまましていくと課長がおっしゃっているような結果にはなり得ないと、なっていないと思うんです。なぜ設計の段階で、計画の段階で、2車線取れる道路を計画されないのか。もう一度考え方を示してください。

都市整備課長 計画について進めてきた経緯ですが、駅前の北口へ通じる道路関係の状況、その辺も見ながら進めてきた訳なんですけど、県道の跨線橋のところを利用した形で進入をしてもらおうと。そうすると、丁度南都銀行の交差点、そこが輻輳するであろうと、交互通行にすれば輻輳してくると、そうなれば非常に交通の問題も受けてくるということから、一方通行的な考え方で整理をさせてもらってきた経緯があるわけです。それを先の方へ延伸した中で、ここが、交互通行が可能ということであれば、一部分には都市下水路もありますので、その辺も活用しながら、警察協議も含めて対応していくと、今現在、示させてもらっているのは予備設計の段階ですので、詳細をしていく段階で、どう整理するか、警察協議も含めて対応していきたい。ただ、北口から踏切へ出る部分については右折が難しいなというようなことがありますので、出るのも左折一方になろうし、南から来て踏み切り渡って、右折というようなことも難しい面がございますので、東行きも一方通行の左折れというような形でしか処理は難しいかなというような考え方では、西側についてはその辺はご理解を願いたい。今後、どう整理できるか、詳細の中で煮詰めていきたい。必要な部分については、この曲がりの部分とか、そういう所については民地にも影響が出る

と。ただ、今の現在の中で軌跡は描いてもらっているものの、実際どのようになるのか、その辺のことも整理をしていかないといけないと思っています。

吉川委員　これ以上言っても進展ないと思いますが、私は工事費は同じように要ると思うんです。用地買収は必要になってきますが。一旦してしまいますと、私はそのまま改良されないんじゃないかなという心配があります。今、議論しても平行線になりますので、わたしは、この路線に限らず、もう少し、大きな気持ちで、斑鳩町の将来を見越した計画を建てていただきたいと思います。

南側の赤線で引いてある通路なんですけど、これについては前の曲がった道路は考えないで、直線でいくということで理解したらいいわけですね。用地買収がうまくいかないの、元の路線に戻るということではないでしょうね。

都市整備課参事　基本的にはこういった計画で地元の用地交渉に入っていきたいという考え方でございます。ただ、三代川の信号がある方の当初の予定の場所ですが、警察協議の中では変更を求められているということで、警察との協議をさせていただいておりますが、基本的にはこの路線で交渉を進めてまいりたいと考えております。

吉川委員　もう一度、今の信号のところ、どうだとおっしゃるんですか。

都市整備課長　元の曲がった線でいきますと、県道へ出るのに車の対流する延長が短くなるということで、出来るだけ西側へ振るやつについては避けの方がいいだろうというような、警察のご意見も今現在いただいている部分がございます。今、示させてもらっている、この線で極力、協力をお願いをしていくということになっていこうと思います。

吉川委員　そういう警察の方からも指摘がございます。私も前からその事を申

し上げております。地元の方の協力なくしてはやっていけません。最大限の努力をしていただいて、今、示していただいている路線を完成してもらえるように、最大の努力をしていただくよう、お願いして終わります。

助 役 吉川委員のおっしゃること、非常にごもつともなご意見と思っております。しかし、私たちといたしましては、北側の路線につきましては家屋も輻輳していることもございますし、先ほども課長が申し上げましたように、南都銀行の所からの進入等について、非常に輻輳して交通混乱を起こすという恐れもあるという心配もございます。しかし、吉川委員のおっしゃるように、出来るところから拡幅をすべきだと考えています。一方通行というような計画を出しておりますが、相互交通できるような用地等の交渉がまとまった時には委員会とご相談申し上げ、意見を頂いて参りたいと考えております。また、アクセスにつきましては、今おっしゃるように、やはり、こうして計画した以上、この計画に基づいて最大限の努力をしていきたいと考えています。ただ、非常に大きな壁ができて、それを突き抜けるということが非常に時間がかかるということになった場合については、また、委員会にも相談しながら適切な対応をしていきたいと思っておりますので、ご理解願いたい。先ほども申しますように、この図面に提示いたしましたものについては、最大限の努力をして取り組んでいきたいと思っております。駅前整備に関して、駅前道路というのは、ご指摘のように、3.5 mとか、4.5 mとかいうのは、望ましい道路ではないということは十分承知しておりますので、その事を常に頭に置きながら、駅前整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

松田委員 問題課題としては2つの点を指摘したいと思うんです。

ひとつは、今までからJR法隆寺駅の改修についてはしばしば問題にしてきました。そして、時代の趨勢としてバリアフリー化の問題に

については斑鳩町に限らず、どこともその事を主張して具体化をしている状況になっていると思うんです。特に、大和路線の関係については、港町から奈良までの関係で法隆寺の駅が一番後になったということがあるわけですから、どうしても早く駅舎改築をして、全ての人々に優しい安全な駅舎の改築を望まれていることは間違いないんですが、それと併せてですね、折角大きな投資をするんですから、J R法隆寺駅から、斑鳩町の特徴をどういうふうに作り上げていくかどうか、そして、斑鳩らしさという、また斑鳩の玄関口にふさわしい駅舎としてはどうあるべきか、ということについてしばしば今日まで意見が出されてきたと思うんです。その中では少なくとも、列車待ちの時間帯についてでも、少しでも駅舎の上に登って、法隆寺などを遠望できるような設備ができたらいいなと、というようなことで、そういうことを出張してきた経緯がございます。これらについては、ある面では理事者側も一定の認識を示してきたという風に思うんですが、この段階に来て、そのことを困難であるということにして、今、葬り去られようとしている。従って、現実、今日まで、この委員会で確認をしたいと思うんですが、この法隆寺駅舎の関係について、遠望できるような施設というものについては今回は見送ったんだと、今まで理事者側はそのことについても配慮する意向を示してきましたけれども、今回に至って断念したという風に、きちっと理解をしていいのかどうか、ということなんです。そうしますと、今日いろいろと、先ほどいわれていますように、これから十分に議会その他の関係の意見を聞いて対応していくと言っているんだけど、土壇場に来て、今回のようにだめだと言ってしまうということが出てくるとすれば、不信感だけが渦巻いてくるという結果になるのではないかという風に思うので、この辺について一体どう考えているのか、ということがまずひとつなんです。

どうしても駅舎改築と合わせて、駅から法隆寺を中心とした遠望などが出来る施設が出来ないと、断念せざるを得ないということになるとするならば、それに代わるべきものとして、一体そのJ Rの法隆寺駅について、斑鳩らしさというものをどういうところで表現しようと

しているのか、ということが課題になると思うんです。そのことについて、具体的に町として見解を述べているわけではないと思うんです。今の段階では十分皆さんの意見を聞いて、尊重しながら望むというんですが、いろいろ意見を言ってきた関係については、土壇場でだめだと言ってしまふ、ということになりますと、果たしてこれはそういう風に言っているけれども、その場所のきれい事で終わってしまうのではないかと言うことになると思うんです。そうなるとするならば、意見を言ってみたって仕方がないじゃないか、ということにもなってくるんだろうと思うんです。従って私はどうしてもそれが、今まで町側も意向を示してきたことについて、どうしても出来ないと言うことであるとするならば、それに代わるものはどんなものを考えているのかということについて、この際明確にしなければならないというように思うんです。

ただ、今回のJRとの協定その他の所には、それを具体化することについては、基本計画ですから難しいかわかりませんが、今後の具体的なレイアウトを作る段階においては、必ずそれが活かされてこなければならぬと思うのですが、そうした面で活かしていくとした場合、私は、駅自体の関係で考えるならば、或いは自由通路等も含めてですが、考えるならば、ひとつのイメージとして、どうしても斑鳩町の場合、一般的にイメージの強いのは法隆寺だろうと思うんです。しかも、木造建造物としての世界文化遺産に指定をされているということがひとつの誇りでもあるし、またその事をお互いに意識しているという風に思うんです。とするならば、そういう関係のものをJR法隆寺駅の駅舎改築に伴って、どう活かされていくか、どう、そういったイメージというものが採り上げられていくかどうか、ということがひとつの課題になってもいいのではないかなと思います。

従って私は、そういった面で、駅のホームの関係にしましても、通常の今日までJRがやってきているような駅のホームの在り方ではなくて、或いは自由通路にいたしましても、一般的に行われている自由通路の在り方ではなくて、いわゆる法隆寺の回廊をイメージしたよ

うな関係ですね、というようなものをひとつのイメージにおきながら、具体的な斑鳩らしさ、或いは斑鳩の玄関口にふさわしい駅、というような関係のイメージ構想を具体的に建てていただくことによって、少なくとも、そこから朝夕通勤通学する人々にとって、或いはそこに立ち寄った人々が、なるほどJR法隆寺の駅は法隆寺を象徴している、或いは斑鳩らしさというものが十分採り入れられているという風にイメージすることによって観光の面でも、或いは保存の面でも役立ってくるのではないのかなという気がするんです。そういう意味で、いわゆる上屋の関係なんかについても、今、6両編成ですか、8両編成ですか、あるんでしょうけども、通常のどこでもあるような上屋の在り方ではなくて、木造を使った、いわゆる垂木ですね、回廊の使われているような垂木の関係の構想にして、そして柱なんかについては、廃品を利用したような柱ではなくて、円筒形の関係の回廊をイメージした関係のものとか、或いは自由通路なんかにつきましては格子の関係が採用されるというような関係について、一見、そこを歩いていく状態についてでも、既に法隆寺としてのイメージをお互いに認識できるというような格好のものが、十分活かすことが可能ではないのかなと、私は思うんです。そういったことが、少なくとも、これから具体的な計画の中に、実施設計の段階で活かされていくというようなことが、せめても配慮されるべきではないのかなと、また、配慮してもらいたいなと思っているんです。その事については結局、基本計画と離れてから、具体的実施計画の段階では仕様書の関係になるわけでしょうけど、私は可能だろうと思うんです。予算の関係はちょっと分かりませんが、そういった面について十分配慮をして、住民の期待に応えるという、或いは今日までの行政側が言ってきたことについての、本質的な段階での考えられる、精一杯の努力というものをそういう所で象徴してもらいたいと思っているんです。こういうことについての考え方を明確にしてほしい。そして、少なくとも、ある時には同意をしながら、具体的な段階になってそれが出来ないと言うような関係で不信を助長することのないような関係にしてもらいたいという

ように思っているのが、ひとつなんです。この事についてお答えいただきたいと思います。

2つ目の問題は先ほどから出ていると思うんですが、基本契約の関係について、それに付随する覚書の項についての土地取得の関係なんです。この関係について特に土地利用の関係について、J R側からいわゆる自治体側が取得をする、有償譲渡をするということについては約束ができ、そういう項が全然出ていない訳です。そうしますと、ここにありますように、しかも特に私は、現在のJ Rの関係では上り本線側要ります。上り本線の関係、結局、上り待避線の関係、1線を削除してしまう。待避線をなくすということにして、用地を満たしているわけですから、その事については理解するが、その部分については将来的にJ Rから自治体側に譲渡するという約束はここで出来ているわけです。この約束の関係につきましても、東側と西側については自由通路を境にして、ふたとおりの考え方を持っている。一方では小泉側の関係については、踏切までの間、無償譲渡をすると言っているんですが、いつまでにするのかということについてははっきりしていない。自由通路と、駅舎を造るときに同時に、この関係については進行させるという建前に立っているのかどうかということさえも、明らかではないと思うんです。少なくとも、そのことを明らかにし、どういう考え方を持っているのかということ、この際明らかにして欲しいということ。それから、自由通路から王寺側の関係について、1線捲ってしまったところの跡地の関係を一体どうするのか、ということ、ひとつについても、いつ頃にするのかということが明らかでないわけです。ところが、今回は示していないけどもということで、口頭ではありましたが、興留6丁目付近までは、そのまま延長して、繋ぎにいくように考えたいんだということを言っているんですが、現在の図面で示している限りにおいては行き止まりになってしまっているわけで、道路にするという風に言っているわけでもなければ、何も言っていない。使用目的を明らかにしていない。この中では。一体それはどう考えているのか、ということによって、その道路に面する関係

のところ、上り本線側の各商店街もあるんでしょうけど、民家もあるんでしょうが、そこらの人々が、この関係がどう使われるかによって、将来大きく計画が変わってくると思う。経過設計も変わってくると思う。そういうことについて、全く触れていないという関係については、今回どういう風に説明してくれるのか。必ず、この関係の扱い方などによっては、大きな住民対行政との不信感が助長することに成り兼ねませんし、或いはJRと行政側との関係についても、取得の時期などを巡って、単価を巡って、それはどうにも成りませんということで、先送り、先送りになってしまう危険性がある。そこに不信感というものが助長しないのかどうかというようなことがあると思うんです。従って私は今回のこの計画については、契約の関係とは別なんです、対住民との関係について、駅前整備の自由通路の関係、駅が出来るんだと、橋上駅をするんだという関係だけでなく、それに還元する行為として、先ほどから幹線道路の関係も言われてますが、周辺の直接的に影響する人々の関係について、1期工事としてはこの駅舎と自由通路の関係があって、2期工事ではこれをやります、3期工事ではこうなると、それは最終的にはいつ頃であるという関係について、全体構想を示して協力を求めるようにしないと、私は不信感を助長することになるのではないのかなと思うんです。また、その事の説明を必ず求められると思うんです。そのことについて、まだわかりません。今後問題ですということで、果たして、これは切り抜けることが出来るかどうか、ということになりますと、いろいろ問題が残ってくるように思いますから、この辺についてはむしろ町としても詰めて、基本的、或いは原則的な立場というものについて、ただ、売ってくれたら買いますよと、値があったら買いますよと、一緒ですから、これは。それか、買わないということもある。自由通路と駅舎が出来てしまえば、あとその面については、先延ばしすればするほど、町はそれを買うことにはいかんわけですから、財政困難だからとなっていけば、しかし、約束だけ最初においてということになってくると、JRとしても不信感が出てくると思う。しかも、そういう関係が明確に出来ない状況の

中で、ここで言われているように、北口の関係についても、広場と言っているわけですね。どの部分が一体広場なんだということが言えると思うんです。しかも、南側も、北側もそうですが、バスの通行なども書いてます。一体バスの通行などの関係は、道路がどうなったときに、バスなんか乗り入れるのか、乗り入れないのか、現在だったらとてもじゃないが、そんなこと考えられないわけですね。そういう面についても不明確だと思うんです。そういう面について覚書でJRとの関係で協議していく道筋なりなんなり、付けられていることはいいんですけど、その道筋をつけていることについて、関係地元住民にどう説明ができるのか、具体的に納得してもらえる状況というものを、きちっと示していくことにしないと、必ず不信というものは助長していったって、協力すべきものでも協力できないということに私はなってくるのではないのかなと思うんです。その辺について町側としてこの先きちっと、態度を示しておいてもらいたい。しかもこのことが必ず今後において問題として、出てきそうな気がして仕方が無いわけですから、その点ははっきりしてほしいということと、併せてどうしてもその関係を説明しようとするときには、いっぺんに出来ないわけですから、恐らく、1期、2期、3期というような工事の設定をしながら、何年で完成をするという関係の設定をしないと、とてもじゃないけど、これは追いついていかない、そしてそのことによって、総額どのくらいの投資が必要になるんだという関係は、必ずでてくると思うんです。しかも、先ほど言われていますように、大きな問題の用地取得の関係については全く明らかになっていない、北側の関係は。だからそういう面について、もう少しはっきりしておかないと、或いは基本的な考え方を我々に聞かせておいていただきたいと思うんです。そのことによって、関係地元の住民の皆さんにもご説明できるでありましょうし、そのことについて、あやふやに、先送り、先送りということと詰まっていくなけにはいかんのではないかと、いうように思いますので、この2つの点について一番気がかりでありますから、ひとつははっきりしてもらいたい、こう思います。

助 役

まず1点目の問題でございますが、これまで町といたしましては、松田委員がご指摘のように、法隆寺を遠望するというビューポイント整備ということ、この駅舎整備の中に入れながら進んできておったわけでございます。しかし、今現在としても、やはりその遠望等が必要であろうということの認識は消えておらないわけでございます。ただ、それをすることによって、高さ制限、斜線制限に引っかかるという、難しい問題もございます。また、そういう遠望施設をどこに設置するかによって、法隆寺を遠望することが非常に困難であるというような事態も起こります。これについては、これから詳細設計をする中で、委員皆さんの意見をいただきながら、進めてまいりたいと思います。また、駅舎の意匠につきましては、当然、現在提示させていただく中では、法隆寺の五重の塔をモチーフとした駅舎と、また、柱にはエンタシス的な法隆寺の柱をモチーフにした柱を設置するというところで考えてまいりました。しかし、いろいろ意見をいただく中で、先ほどもおっしゃいましたように、法隆寺駅とするならば斑鳩らしさ、これを象徴しなければならないということを考えているわけでございます。そういう中では、自由通路を、ここが法隆寺の駅だなということ、これを印象付けるには、やはり法隆寺の回廊をモチーフにしたもの自由通路ということも必要であろうと思いますし、また、ホームについては、先ほども松田委員がご指摘になられましたように、柱についても法隆寺をイメージとしたエンタシス的な柱、また、張りについては円崩的なものも、幾分かモチーフにしながら進めていくということを考えていかなければならないと考えています。ただ、費用については非常に高くなる可能性もございますが、そこら辺を整合を取りながら、進めていきたいと考えております。そういうことから、今後詳細設計について、その都度委員皆さん方の意見をいただきながら、ひとつの完成した実施設計に取り組んでいきたいと考えておりますので、その点ご理解願いたいと思います。

2点目の問題でございますが、おっしゃるとおりに、やはり駅前整

備をしていくには駅舎だけの整備では整備といわない訳でございます。して、駅全ての周辺を適切に整備していくということを考えていかなければならないと思います。従いまして、基本設計におきましては第1期整備、第2期整備、第3期整備ということに分けながら、また、財源とも合わせながら、整備を進めていこうと考えています。

そこでご指摘のように、土地利用については関係する周辺住民の皆さん方の協議もしていかなければならないし、また、意見も聞かなければいけないと思います。この整備についても周辺住民の反対意見があれば、できない問題もございます。やはり、周辺住民、また、利用される皆さん方の意見を聞きながら、今、ご指摘のような土地利用を図ってまいりたいと考えています。

今後どういう形で進んでいくかということをも十分協議し、そしてまた、意見をいただく中で、進めてまいる所存でございますので、その点よろしくご理解願いたいと思います。

松田委員

覚書の用地取得の関係なんですが、共通の関係が、JRとの関係についてはこれ以上いいかなと思うんです。ただ、JRと無償譲渡をするということで確認をする関係の、いわゆる分かりやすい言葉で言うなら、上り本線側に、1線捲ったところの跡地を一体どう使うのか。道路にするのか、道路にしないのか、どちらかやと思うんです。このことによって変わってくると思う。道路にするとするならば、何が障害になるのか。いわゆる現在の状態でいきますと、さらにこの図面で、色塗りしているところ以上にですね、王寺側の関係、どこか接点を設けないといけないわけですね。そうしないと行き止まりになってしまうわけですから、結局、1線部分の関係でいきますと、どういう規格にあった道路、が可能になるのか、ならないのか、というところで問題があると思うんです。そうするとそのことも含めて、どういう風にしたらいいかということで、ぼくは相談の、関係住民対象の相談の対象になると思うんです。そういうことだけ、その部分だけ答弁してしまっただけですから、ある意味では。だからそういう関係につ

いて、道路にしようとしているのか、しないとしているのか、そのところが分からないわけなんです。バス、乗り入れ云々ということをしているんですけど、前段でもうひとつ色塗りをしている、踏切までの自由通路の関係についての、その関係の部分をいくら広げたとしてみても、そのところをバスを通すことに、なかなかかなり難しいんだろうと思うんです。踏み切りのカーブを曲がれませんから、今度は。そうすると従来どおりの関係の、現在の道路は中止になると思うんです。そうしますと、いっぱい、いっぱいですよ。というようなことからいきますと、1線捲ったところが道路というにしても、同じような関係の幅員あると思うんです。そういう風なこと、など、などが出来てきますので、そういうことと併せていったいどうしたら良いかということ、具体的に、課題なら課題として、問題点なら問題点として提起をしながら、協議し、最良の方向を見出すようにしていかないと、ただ単に、その都度、その都度、話する、話するというだけでは、本当に先送りしていただくだけの問題になってしまうのではないかなと思うんです。だから関係地元住民としてもどう判断していいのか、分からないと思うんです。それならば、どこもかしこもいらわんと、自由通路は自由通路だけで、駅なら駅だけで、印鑑押しておいてくれよと、他何もいらわんといてくれと、意見になりがちなんです。だから、そういうことなども十分に配慮をして、とにかく私は住民不安を醸し出すことのないように、格段の配慮をしてほしいと思うんです。これらは、扱一的にも間違いがあったら、必ず住民不安というのは、醸し出すことは間違いがないと思うんです。そして、事業そのものについても、必ず執行すると言って、大きく失速する状況がでてくる。いう風にも思われますので、特にその点について僕は慎重に配慮をお願いしたいなという風に思うんです。だから、このところでボタンの掛け違いではありませんけど、ひとつの手順を間違えますと、大変なことになるなというふうに、心配されますので、その点についても格段のご注意をして、配慮をしながら対応するように求めておきたい、こういう風に思います。

都市整備  
課参事

今、委員のおっしゃっていただきます、バスの乗り入れの件についてでございますが、この覚書5条のバスの乗り入れ促進についてということで、今回のJRの経営者会議の中でも北口にもバスの乗り入れが可能であることというが、出来るのかというようなご意見もあったようでございます。広場の詳細設計において大型バスが無理でも、コミュニティバス程度が入れるような程度のエリアを確保して、乗り入れ促進に努力してほしいというような、将来的な努力目標ということで、私たちが考えさせていただいておりますし、JRの方も、そういうような考え方でおりますので、そういったことも踏まえた中で、詳細設計の段階において、バスの乗り入れ、それについても検討してまいりたいという風に考えております。

松田委員

僕は、簡単にいろいろな面で言い過ぎているんだと思うんです。小型バス入れるとか、なんやとか、そんなことが今言える状況なら、結構なんだけど、そうしたら初めから、道路の関係というのは、もっと大きいものが必要だとか、どうかという構想もっているとか、いうことにならんわけです。そのところに、本当の考え方というものが充分に出ているものではないと、その場限りの風の答に終わってしまうということを心配しているんです。現在でも小型だったら入れないことはない。それは付近住民というのは、交通安全の立場からいって、安心安全の環境からいって、止められないわけでしょう。とてもじゃないけど。そうでなくとも、一定の規制をしてほしいというぐらいの反対があるはずなんです。だからそういうところに、今言っているような関係の、整理をしていこう、しかもその敷地を取得しようとしている、その関係がどうなって、可能かどうかという関係について、今言われているようなことを検討の課題にしているだけだというようなことで了解しろと言うことは、矛盾だと思う。だからもう少し、充分に材料を検討していただいて、その場限りの回答とか、そういうことに終わらないように、もっと信頼性を持って、お互いに確認しあ

えるような内容のものとして扱い方を示してほしい、そういう風に思うんです。だから、今の直ちに出来なければ、難しい問題であることは間違いないんですから、だから充分にこの辺については配慮していただいて、あとで、ああしておいたら良かった、こうしておいたら良かったということのないようにだけ、しておいてほしい、必ずそういう問題が出てくる可能性の強い事であるということだけは、今、いえると思いますから、そういうものは充分配慮してほしいということをお願いしておきたいと思います。

委員長 他ございませんか。

嶋田委員 再度確認させていただきます。自由通路は管理は町でなされるわけですね。

都市整備 都市施設ということで町の管理になってまいります。

課参事

嶋田委員 その場合に、自由通路は道路法による道路にしないと、すなわち町道認定しないということなんですが、そうしたら、24時間利用できる施設でもありますし、どの様な管理を考えておられるのか、新たに管理規約等を設けられるのか、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思います。

都市整備 これにつきましても、駅舎の管理と自由通路の管理がございますので、今後、JRと詰めていく中で、管理形態ということについても、協議をしてまいりたいと考えております。

嶋田委員 分かりました。それとちょっと教えてください。資料2-6、覚書の第2条の3項、第1項の用地については、甲の自由通路に支障のない範囲において、乙は鉄道事業その他の事業の用に供することができる、これは例えば何を想定すればいいのか。

都市整備 旅客案内設備のつり下げのサイン、例えば、みどりの窓口とか、切  
課参事 符売り場等のつり下げのサイン、それから、視覚障害者用の構内案内  
図とか、電気施設といたしましては自由通路の下の方にぶら下げま  
す、鉄道の架線、というものを想定しての表現でございます。

三木委員 確認させていただきます。資料2-5の工程表の所、この表、見ま  
すと、2の4, 3の4と書いてあります。この辺のご説明。期日が書  
けるのか、書けないものかどうか。それと、詳細設計から入ってます  
けど、当然基本設計もあったと思うんですが、終わってるんだと思う  
んですけど、それは工程表の中に入れないのか、入れなかった理由は  
何か。それから、この詳細設計が今からですと、約10ヶ月間あるわ  
けですが、私も以前から意匠の件について、いろいろご質問させてい  
ただいておりますが、先月の委員会においても、詳細設計の中でいろ  
いろと、今後1年間のなかで、検討して、打ち合わせしていきたいと  
いう答弁があったように思われますが、屋根瓦について金属というこ  
とで決定いたしました。先月いただいた資料の中にも、カナメールで  
あるとか、本瓦ぼうであるとか、いろいろと金属の資料をいただいて  
おりますが、要はこの10ヶ月の間に詳細設計がJR側と打ち合わせ  
していくわけですが、そうした中でいろいろ決め事があるわけですが、  
そういったことについて随時、例えば、この委員会の時に、今はこう  
いう状況であるとか、こういう事が決定して、こうなりますというよ  
うなことはご説明いただけるのかどうか、それと、先月いただいた資  
料2-1の全体図がいただいておりますが、恐らく詳細設計の中で、色、  
色も今後の問題だと思っております。この辺について、黄土色で出て  
いる柱、この辺の色であるとか、これらのものに何らかの意匠的に多  
少の付け加えみたいなものは出来ないものかどうか、その辺をお尋ね  
します。そして色について資料2-2ですが、播州赤穂駅の写真が載  
って居るんですが、これを見ると金属の屋根なんですが、壁の色が、  
白になっている。私の見る限り、お城のイメージ出ている。そういう

駅舎において土地柄のイメージを出していった。今回法隆寺の五重塔とだしている。こういうような色について今後ご配慮いただきたいと思っておりますので、これはお願いとして言わせていただきます。

都市整備 基本設計の工程がここに示されていないということでございます。  
課参事 15年度で終了しておりますので、記載をさせていただいておりません。詳細設計の始期が明記されていないということですが、本協定が締結後ということで、最終日を迎えて議会の承認を得、早速JRとの協定を交わしまして、それから詳細設計に入らせていただきたいと考えております。カラーについてもご配慮いただきたいということですが、これから詳細設計に入っていく中で、部材の仕様についても、こういった部材を使用するのかということは、全て協議の中で入ってくるかと考えておりますので、詳細に渡りまして、委員会開催時について、そういったことについても、ご報告させていただく機会があるかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

三木委員 勉強不足だったんですが、この工程表の中で2の4、3の4、この数字、これはどういう表示をしているのか。

都市整備 四半期毎の表現でございます。三月ごとの区分と考えてもらえれば  
課参事 と思います。

吉川委員 資料2-2、第3条ですが、9,956万4千円が限度額ということ  
をうたっていますね。もし、一方で概算額調書によって13億9,127万円になっているのかな。仮にこれが増えた場合は全部町の負担になるわけですか。駅舎の関係で、駅の方をもうちょっと良くしたいという設計変更があってもですか。それもみんなこちらの負担ですか。

都市整備 JRの負担額といいますのは、JRが建て替えるに必要な費用をJR

課参事 | の負担分ということでございますので、現駅舎を建て替えた場合の費用として9,900万円の費用が必要であろうかという積算でございますので、これが限度額ということでご理解をいただきたいと思えます。

吉川委員 | 私がいっているのは、JRが考えてきたやつが仮に上がった場合はどうなるのかということ、それはみんなこちらが負担するのかということです。こちらの都合で変えるのはやむを得ないと思うんです。しかし、JRの都合で、駅舎をもう少し、良くしたいという場合、あり得ますね。なかったらいいんですが、それも斑鳩町が負担するというのは、ちょっと腑に落ちないんだけども、それはどうですか。

都市整備  
課参事 | ご心配いただいていることも良く理解できるわけですが、基本設計もする中で、ある程度額も定まって来ている中で、グレードを上げるとかというようなものはJRの方で考えられて、そういった費用が掛かるようになった場合は町の負担になってこようかと思いますが、そう、乖離することはなかろうと推測はしているところでございます。

都市建設  
部長 | ただいま西田参事が説明したとおり、基本的にはそうです。しかしながら、現時点で我々が考えておるのは、JRの方はいろんな部分でグレードアップを申し出るというのは、基本的にはないと思うんです。そういった部分で、斑鳩の町にあった、法隆寺の駅舎づくりという中で、いろいろな注文をだしていくのは、逆に町の方であると。そういった部分については当然、町が負担するわけですが、万が一、JRがJRの駅としての機能上の話で、現在予定している限度額に大きく乖離する様な問題が出てきたときは、これはやはりJRが現駅舎を建て替えするという部分の費用になろうかと思えます。そういった部分についてはJRと協議しながら、当然その応分の負担について、町としては求めるべく意見を提出していかなければならない、このように思っております。

委員長 他にございませんか。  
ここで休憩を取らせていただきます。3時20分まで休憩いたします。

(午後3時02分 休憩)

(午後3時29分 再開)

委員長 再開いたします。  
休憩中に委員会として、町への要望内容として取りまとめましたので、報告させていただきます。

ひとつ、駅舎整備にあたっては、今後の詳細設計等の段階において、今日まで委員会において各委員から述べられてきた意向について、十分汲み取ってもらい、進めてもらいたい。

ふたつ、基幹道路の整備にあたっては、周辺関係住民の理解と協力を求められるよう、最善の努力を願いたい。

みつつ、2面2線化によるJR用地の廃線敷地の利用について、早期に計画内容を取りまとめ、委員会に示してもらいたい。

ということをお願いすることで、議案第26号、議案第27号については、満場一致で可決すべきものとしていきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第26号および議案第27号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、2. 継続審査案件であります(1)都市計画道路の整備促進に関することについて、①「いかるがパークウェイ」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。藤本都市整備課長

都市整備  
課長

いかるがパークウェイについて報告させていただきます。先週の6月4日(金)に稲葉車瀬公民館におきまして、用地説明会が開催され、権利者の方々に多数出席をいただき、奈良国道事務所の用地第一課から、用地測量の結果・物件調査・補償の考え方・今後の工程・交渉方法などについて説明がなされました。

まず、用地測量の結果として買収面積が算出されておりまして、それぞれの地権者の方々に協力いただきたい面積が個々に提示されました。

次に物件調査であります、建物や工作物、立木などについて現地にて調査を実施される予定となっており、作業は国からの入たく業者であります「間瀬コンサルタント」が担当する事になっております。調査作業は、まず農地について6月14日の週から2週間程度の期間で実施され、その後宅地・建物の調査に入らせていただく事になっております。

次に補償の考え方として、お手元の「公共事業の推進は、皆様のご協力に支えられています」という資料に従って説明されました。補償は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」に基づき算定され、土地の価格やその他借地権や耕作権などの補償、建物移転に伴う経費の補償、借家(仮間)人の補償、工作物の補償、立木の補償とそれぞれの内容についての説明がなされました。

また、用地買収の進め方につきましては、資料2枚目の「用地交渉や用地補償は、どのように進められるのでしょうか」という資料により説明されました。昨年秋までに「1」の計画説明が既に行われており、現在は「2」の測量及び調査の内、調査を実施する段階であり、次に「3」の補償額の算定を行い、「4」の用地交渉を得て権利者の皆様のご理解を得ていただいたうえで「5」の契約締結となり、建物の移転や土地の引き渡しを受けた後補償金の支払いとなる、という流れで進められる事になります。

今後の予定や交渉方法といたしましては、農地の物件や建物などの調査の後、9月頃には農地の方々に土地の単価提示についての説明会をさせていただき、宅地の単価や建物等、物件の補償につきましてはその後個々に説明・交渉させていただく事になります。用地買収としては16年、17年の2ヵ年の予定で、できるだけ早く必要な用地を買収させていただきたいという説明がなされました。説明の後、地権者の方々からは、道路ができる事による、下流域への影響を心配されるご意見もいただきました。これに対しましては、今後も地元の皆様のご意見もお聞きし、工事までには地元水利組合等と調整して参りたいと回答したところでございます。その他単価についてのご意見もいただきましたが、今後の補償調査や9月に予定しております説明会についてのご協力のお願いをいたしまして当日の説明会は終了しております。

また、来週の17日には「第10回いかるがパークウェイ推進協議会」を開催していただく予定をしております。協議会は自治会連合会の役員さんの交代という事で、4名の方が交代されております。また、毎回、反対自治会の自治会長の方々にも協議会への参加について要請しておりますが、何回かは除いて参加いただけない状況となっております。協議会の内容と致しましては、モデル区間の維持管理についてボランティアサポートプログラムについて内容のご確認をいただき、また、これまで実施してまいりましたPR施策についての報告をさせていただき予定としております。

モデル区間の今後の維持管理につきまして、前回委員会で報告させていただきました「ボランティアサポートプログラム」事業につきまして、ボランティア団体「桂の会」の方々と国と活動内容について協議して参っておりますが、17日予定しております「第10回いかるがパークウェイ推進協議会」でその内容についても確認させていただいた上で、できれば今月中にも協定を締結し、来月7月からでも実際に活動をしていただけるよう調整して参りたいと考えております。

またPR施策の一環として事業PRパース6枚、幅約2m×高さ

1. 5 m、を掲示する事についてであります。現在、6ヶ所の各予定地で基礎の施工から着手されているところであります。今後この看板も多くの方々に見ていただき、いかるがパークウェイについて、より理解を深めていただき、来年予定しておりますアンケートには多くの方からご意見をいただけるものと考えております。

以上でいかるがパークウェイについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 先日一般質問にもありましたように、実際に反対の方がおられて、その方に、いくら推進協議会に出席してほしいと声をかけても、なかなかやはりそういう所にはでられないという声も聞いております。どちらとしても、公共事業を進めていくに当たりましては住民合意を基本に行っていただきたいと思っておりますので、是非、今後においてもそういう反対の方にも配慮して、出来るだけ参加いただけるような形で町の方も説明会なども行っていただきたいと要望しておきます。

委員長 ないようでしたら、これをもって「いかるがパークウェイについて」の質疑を終結いたします。

以上、本件については説明を受け、当委員会として了承をしたという事で終わります。

委員長 次に、②「法隆寺線について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

都市整備課長 法隆寺線につきましては、前回委員会後、特に報告させていただく進捗はございません。出来るだけ早期に用地買収に努めていきたいと考えております。よろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 ないようですので、これをもって「法隆寺線について」の質疑を終結いたします。

本件についても説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わります。

委員長 次に、③「その他の路線について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

都市整備課長 法隆寺門前線ですが、前回報告をさせていただいておりましたとおり、今、進められている街路工事について、順調に進められていると聞いております。終われば広場事業に、出来るだけ早くかけられるように、努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたしたいと思っております。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

嶋田委員 広場整備に関して、地元説明会等は開かれる予定はあるんですか。

都市整備課長 この街路事業を進めさせていただくに当たって、広場についても一定の状況については役員さんに説明をさせていただきました。ただ、役員さんも年月が経っておりますので、替わっておられるということもありますので、それについて、また役員さん等には説明はさせてもらう、このように考えております。

嶋田委員 その説明は役員さんだけですか。地元住民にも説明会というのは考えておられないんですか。

都市整備課長 先般の街路事業についても計画について、特に底地がお寺さんの名義ということもございまして、特に全体に説明も、役員さんから必要はないであろうというようなこともお伺いしまして、広場事業をするにあたって、北側部分の車の通行止めとか、というような対応がございまして、それについても、その当時に説明はさせてもらって、その地域を管轄される班長さんですか、また、通っておられる方が何軒かあると思うので、その辺で何か意見があれば町の方に話をさせてもらって、直接話をさせていただくか、何か対応を講じてほしいということで、聞いておりましたが、特に班長さんから意見もございませんでしたので、そのままになっているというような状況でございます。

嶋田委員 意見もございせんじやなしに、私を通じて意見は言わせていただきまして、その時に地元説明会でも再度説明するというのを、私自身も担当者から聞いてますし、そこら辺、何か今の説明とは大分違うように思いますが。

都市整備課長 今、説明させてもらったのは街路事業の時の説明であって、先ほどいいましたように、広場事業を進めるに当たっては、北側の道路を止めるというようなことになってきますので、その辺については、その近隣の方に対して説明をして、自治会長にも相談した中で、近隣の方には集まってもらって、一緒に説明をとということになれば、当然説明をさせてもらうということになってくると思っております。

嶋田委員 地元から申し込みがあつて説明会を開くというのではなく、私が聞いているのは、説明会をするからその時に意見等を述べてほしいと、そういう風なことを担当者から、その方も私も聞きましたので、それでお尋ねしているわけです。

都市整備課長 当然、工事をするに当たっては、地元説明、地元対応をさせてもら

課長 わないと工事に入れませんので、直接窓口の方で、そういうことを確認願っているということでもありますので、その辺の対応はきちっと取っていきたいと思います。

嶋田委員 対応をとっていただけるということ、私が担当者から聞いているのと、今の説明ではだいぶ差があるように思いますが、そこら辺はどうなっているんですか。私は担当者から地元説明会を開きますと、その時にいろいろご意見をお聞かせ下さいと、そういう風に聞いているわけです。今の話であれば、何か言ってくださいと、そういう風な感じですね。地元から要望があって説明会を開くということですね。どっちなんですか。説明会がありきですか。

都市整備課長 当然説明会がありきの話であって、説明会をせよという要望でもって説明会すべきものではないと思います。ただ、街路事業で説明会をさせてもらった段階で、そういう自治会の方からの話もあったということで説明させてもらっているだけであって、今回広場事業が計画がまとまって、実際事業を進めていくという段階では、説明をさせていただくということですので、あくまでも街路事業の状況がそういう状況であったという説明ということで、ご理解願いたいと思います。

嶋田委員 私最初に広場事業についてということでお聞きしていたはずなので、それで説明会を開かれるのであれば、それで結構です。

吉川委員 現25号線の三室交差点から昭和橋までの都市計画道路ですね、25メートル計画してですね、やるという風に聞いているんですが、その後どうなっているのか、特に併せて県立三室病院の右折車線、この関係についてもどうなっているのか。それから、暫定というのか、昭和橋の右折レーンの工事はその後どうなっているのか、もし、分かっていたら聞かせてください。

都市整備  
課長

今、ご質問いただいております25号線の三室交差から王寺までの間の都計変更の関係ですが、国が25号線としての計画をどう計画するかと、そして都計変更については県の方で詰めていただくということになるわけですが、計画について、斑鳩領域については概ね纏まっているようなことは聞いていますが、王寺側へ入ったところで、葛下川の南側の右折など、その辺の計画についていろいろ調整をされているということを聞いておりまして、いつ県の都計審にかけていくところまでは確認はできていないというのが実情です。

右折レーンについては、一般質問でもお聞かせ願っておるわけですが、三室病院の前の関係については、国の方でもなかなか対応としては、今、この計画がありますので、その辺で右折レーンの計画は非常に難しいと聞いておりまして、県の方も直ぐに対応は出来ないという状況で、早急に先の質問の中で言ってもらっております、三室から王寺までの間の都計変更をして、早急な対応をしていただくということに繋がっていくのかなと思っております。

国、県に対しまして、都計変更の関係、状況について確認をしていきたいと思っております。

それから、昭和橋の右折レーンの関係ですが、暫定的に整備がなされておりましたけども、夏頃には取付に、工事に着手をされると。そして、橋りょうの部分については出水期は難しいので、濁水期対応ということになってこようかと思っております、今、工事の調整ということで、進んでおりませんが、夏頃には着手されると聞いております。

吉川委員

いま、課長が最後に答弁していただきましたように、三室交差点から昭和橋、斑鳩町の区間なんですけど、一度国なり、県へ問い合わせてもらって、次の委員会で報告できるようにお願いしたいと思います。

特に、三室病院の関係については、病院のできるときに、交通安全協会からか、警察関係から、右折車線を作れということで、私も地主さんをお願いに上がった経緯があります。当時の三郷の町長も、斑鳩

の町長も力を入れてくれた訳なんです、たまたま私が行ったところは了解してもらったけども、こちらの了解、こちらの方なら了解してもらえるものと私は思っていました、それが難しく出来なかったというような経緯もありますので、開設なって、大きくなるわ、しかしその件は全然、お構いなしです。これが個人だったら、どうするんですか。絶対にそれを整理させないと、できません。私が聞いてびっくりしているのは、ジャスコの前の道も、ジャスコの方へ入る道、広くなっています。ジャスコ閉鎖されたら、元へ戻すようになってます。こんな条件で良くなっていくのかなと思うくらい、びっくりしています。特に、右折レーンについては、その当時の経緯がありますので、一札取っておいてもよかったです。それで、全然最近になったら知らん顔です。もう少し、真剣に、いつもいうように、住民には負担をかけるが、公共施設については、それもまた住民の負担にかかってくるわけだが、出来上がってしまったら、あとは、言葉悪いけど、尻切れ観音みたいになってしまうということでは、困ると思うんです。是非とも一回、先ほどお願いしたように、国、県なりに、実際にどこまで考えていただいているのか、25メートルを。25メートルになったら間違いなく出来ます。それだけ聞いていただけますか。

助 役

三室病院の交差点の問題なんです、これまで吉川委員等のご指摘ございまして、私も王寺へ向かっての左側の所有者に対して、協力方、要請をしているわけです。去年の暮れに行いまして、4人の地権者が今おられるということで、協力してもらえないかということでお願いいたしました。しかし、全部買っていただけるならば、話にも乗ろうじゃないかということでございまして、非常に難しい状態になったわけでございます。最近また、私の所へ、ある方が来られて、わたしあそこ買うんだと、町の利用に協力するから、という事で来られました。町としても道路拡幅を考えているので是非協力をお願いしますということで、お願いしていた経緯もございまして。しかし、最近聞きますとその方の手は放れたということも聞いてますし、いずれにいた

しましても、当時三室病院が開設されたときに、やはり右折レーンと  
いうことの話がございまして、国道も右折レーンをすべき、交通安全  
対策の中でのレーンをするべきというようなこともあったわけでご  
ざいますが、県はそれに対して、対応を図らなかったということも国  
に聞きました。そういうことも含めて、ご指摘のように、拡幅に伴う  
都市計画道路決定についての経緯を、国、県に聞かせていただきまし  
て、適切な対策を講じて参りたいと思っております。

しかし、いずれにいたしましても、右折レーンを行おうとすれば用  
地が必要でございますから、それについては継続しながら、鋭意買収  
のお願いをしてまいりたいと思っております。

三木委員 龍田大橋の交差点の件ですが、線引きの件は16日ということでご  
いただきまして、よろしくお願ひしたいのですが、ご相談なんです、  
西和署の交通課になると思うのですが、分かるようだったら教えてく  
ださい。今日、7時にあそこで見ておったんですが、右折車の、2台  
つくると、3台目から渋滞して行くわけです。この間、右折ラインは付  
けていただきまして、以前よりか、カーブを大きくしていただいている  
が、同じように25号線に曲がる車もそのラインに沿って、並んで  
いる。それで出来るか、出来ないかですが、25号線に曲がる車につ  
いてはその手前の方で、思いっきり25号線沿いに曲がっていくとい  
うことは可能かどうか、もし可能であれば、16日の時の線引きのと  
きに25号線の方に曲がる車、今付けているのは出来れば竜田川沿い  
に行くかたが、そこのラインに沿って止まってもらえばいいんです  
が、25号線に鋭角に曲がるわけですが、その時は分離帯みたいな、  
あれに近くに行くとすると、分けられるわけです。待つ車が。それが  
できるとなったら、少しでも渋滞緩和になるんじゃないかと思う。そ  
ういう風に鋭角に曲がるようなことを出来るものか、その辺どうでし  
ょう。

都市整備 現道の渋滞緩和ということで、いろいろ委員には検討していただい

課長 　　で、警察とこういう形で整理できないかということでご指摘も願いながら、龍田大橋に線を引かせてもらったんですが、余り王寺側へ鋭角に曲げるとなると、そうなると、今度奈良から三郷の方へ直進をする車が、どうしてもえぐった形で入っていかないといけない。今書かせてもらっているのが、警察と協議させてもらった線とっていますので、王寺へ曲がる車と、竜田川沿いに行く車、2台が並んで止まるというような状況については非常に難しい状況になるのかなと思っています。その辺については、所管の建設課なりから、警察に今白線を引いている部分について、王寺へいく部分と竜田川沿いに行く部分とに分離できるかどうか、その辺の確認はしてもらっておきたいと思っています。

三木委員 　　確かに奈良から信貴の方に向かう車、停止線に止まっても幾分かは曲がるわけですね。私がいった鋭利に曲がって、25号線沿い、ぎりぎりまで行けば、そこで止まるということはないと思う。真っ直ぐいけると思う、信貴の方に。何とか、緩和の意味で検討いただければということで、警察ともご協議いただけますか。

委員長 　　ないようですので、これをもって「その他の路線について」の質疑を終結いたします。

　　本件についても説明を受け、当委員会として了承したということで終わります。

委員長 　　続いて、(2)．JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、を議題と致します。

　　①平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのうち、当委員会に属するものについて報告を求めます。西田都市整備課参事

都市整備課参事 　　それでは、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。予算書の4ページをお開きいただきたいと

思います。

第2表の債務負担行為補正でございます。これにつきまして、JRと具体的な協議を進める中で、町の事業として実施いたします自由通路と、これに伴いJRが実施いたします駅舎橋上化について、それぞれ事業主体が異なりますことから、これらの経費を明確にするため、JR法隆寺駅自由通路新設工事委託料といたしまして、限度額6億2,880万8千円を追加設定をいたしまして、JR法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金として限度額14億3,319万2千円に区分をさせていただき、変更をさせていただくものでございます。

また債務負担行為の期間についてでございますが、当初、平成16年度と17年度の2ヶ年で実施することとしておりましたが、詳細に渡り協議する中で、事業期間が平成16年度から18年度の3ヶ年を要するということとなりましたことから、期間の変更につきましてもお願いするものでございます。

なお、この期間の延長に伴いまして今年度の事業費が減少いたしますが、興留踏切の拡幅についてJRとの調整が整ってまいりましたことから、この事業費の増加が見込まれます。そうしたことから、事業費が決定いたしました段階で今年度の事業費を整理し、必要な減額補正をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご了承承賜りたいと思います。

次に10ページをご覧くださいと思います。

第7款土木費、第4項都市計画費、第8目JR法隆寺駅周辺整備事業費の委託料です。19節の負担補助及び交付金5千万円を減額させていただき、実施主体が異なるということから、法隆寺駅自由通路詳細設計委託料3,550万円と、JR法隆寺駅前広場等詳細設計委託料1,450万円、合計5千万円を振替をさせていただき補正をお願いしているものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

説明、報告が終了しましたので、質疑等あればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 他に委員のほうから、J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについて質疑はありませんか。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

J R法隆寺駅周辺整備事業に関することについては説明を受け、当委員会として了承をしたということで終わります。

委員長 これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。芳村助役

( 助役挨拶 )

委員長 これをもって都市基盤整備特別委員会を閉会いたします。

(午後4時6分 閉会)